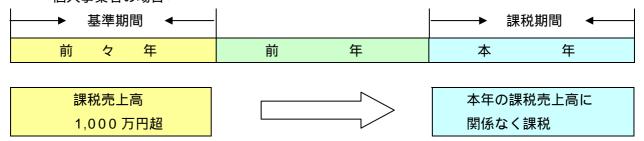
消費税

1. 納税義務の判定

その課税期間に係る基準期間(個人事業者は前々年、法人は前々事業年度)の課税売上高が 1,000万円を超える場合には、納税義務が生じます。

<個人事業者の場合>



2. 非課税売上げ、課税売上げの区分

(1) 非課税売上げ

社会保険医療(療養の給付で、患者の一部負担金を含む)

老人保健施設療養

公費負担医療

自賠責(任意保険・実費を含む)

労働者災害補償保険

公害補償に係る療養

助産に係る医療(妊娠検査分娩のための入院、介助など)

柔道整復師、鍼灸師、マッサ・ジ師の行う施術で、療養費の支給に係るもの

(2)課税売上げ

予防接種

老人保健事業や母子保健事業の健康診査等

健康診断(文書料を含む)

歯科自由診療

美容整形

差額ベット代、歯科材料差額

給食の差額部分等(患者の支払う特別の差額部分)

人工妊娠中絶

柔道整復師、鍼灸師、マッサ・ジ師の行う施術で、療養費の支給外の施術

3. 仕入税額の按分

非課税売上げが多いので、仕入税額の按分計算が必要であり、個別対応方式か一括比例配分方式 (この方法が簡易であり一般的です)かのいずれかの選択について検討する必要があります。

医院の多くは、簡易課税制度を採用していますが、総合的に検討したうえで、選択する必要があります。